郡上市飲食店応援事業要項

目 的

忘年会及び新年会シーズンにおいて市民による市内飲食店の利用促進を図ることで、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」)の影響により、売上げが減少した市内飲食店の売上向上を図り、事業継続を支援することを目的とします。

対 象 者

下記の全てに該当する方

- 1. 市内の飲食店(チェーン店は除く)利用者
 - ◆ただし岐阜県の「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」取得店舗に限ります。

(通称:ミナモステッカー)

- ※第三者認証店舗
- 2. 郡上市に住所を有する個人(世帯)、郡上市に事業所を置く企業
 - ◆ただし、個人の申請は同世帯で1回限り、企業の申請は1回限りです。
- ※飲食店をご利用の際は感染症拡大防止対策にご協力をお願いします。

対 象 経 費

市内の飲食店を利用した飲食代金 ※チェーン店は除く

郡上市共通商品券の引換算定

郡上市共通商品券(以下「商品券」)金額は、2.500円単位とします。

飲食代金	10,000~19,999円	\Rightarrow	2,500円の商品券
飲食代金	20,000~29,999円	⇒	5,000円の商品券
飲食代金	30,000~39,999円	\Rightarrow	7,500円の商品券
飲食代金	40,000~49,999円	\Rightarrow	10,000円の商品券
飲食代金	50,000~59,999円	\Rightarrow	12,500円の商品券
飲食代金	60,000~69,999円	\Rightarrow	15,000円の商品券
飲食代金	70,000~79,999円	\Rightarrow	17,500円の商品券
飲食代金	80,000~89,999円	\Rightarrow	20,000円の商品券
飲食代金	90,000~99,999円	\Rightarrow	22,500円の商品券
飲食代金	100,000円以上	⇒	25,000円の商品券

対 象 期 間

- 1. 令和3年12月16日(木)~令和4年1月16日(日)
 - ※上記期間内に市内の飲食店(チェーン店を除く)を利用した飲食代金が対象です。 ※ただし、感染症の拡大状況によっては、期間途中で中止する場合があります。

市内の対象飲食店(チェーン店は除く) 参考例

- ◆対象となる飲食店は以下の全てに該当していること
 - ①飲食店営業許可を取得していること

「飲食店(レストラン、居酒屋等)」「喫茶店」等

②岐阜県の「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」取得店舗

(通称:ミナモステッカー)

※第三者認証店舗

◇【対象外となる店舗(チェーン店等)】

『テイクアウト』『デリバリー』『キッチンカー』

『ミナモステッカーを取得(掲示)していない店舗』

申請(引換)方法

申請方法は以下のとおりです。

- 1. 申請(引換)期間及び場所
 - (1) 郡上市役所商工観光部商工課(郡上市産業プラザ内)

引換期間:令和4年1月17日(月)~令和4年1月28日(金) 平日のみ

引換時間:午前8時半~午後3時まで

(2)各振興事務所

引換期間:令和4年1月17日(月)~令和4年1月21日(金)

引換時間:午前8時半~午後3時まで

- 2. 対象期間終了後に下記の書類にて申請してください。
 - (1) 申請書(様式第1号)
 - (2) 申請書裏面に領収書貼付
 - ◆領収書は原本を貼付(レシートのみは不可)
 - ◆領収書記載事項
 - · 飲食利用者(利用料金支払者)氏名
 - 飲食店名の記載、日付の記載、店押印
 - ※申請書類の返却は行いません。
 - ※個人の場合、同一世帯内で複数の利用者があればまとめて申請できます。
- 3. 申請に必要な書類等の入手方法
 - 〇郡上市ホームページからダウンロード
 - 〇郡上市の所定の窓口で配布

郡上市役所商工観光部商工課、各振興事務所窓口

問い合わせ先

〇郡上市役所 商工観光部商工課(郡上市産業プラザ2階) 1467-1808